

## 平成 24 年・6 月議会

○6 番（今林ひであき）登壇 私は東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理、生活保護などの社会保障について 2 点質問いたします。

### 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】①

まず最初に、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理について質問いたします。

去る 5 月 18 日の議会では、震災の災害廃棄物の処理に関して決議、意見書を可決しました。議会は、災害廃棄物の受け入れ検討に当たっては市民の安全を第一に考えており、この点は市長と同じ考えだと思います。市長は、福岡方式では安全が確保できないと言われていました。しかし、議会の決議、意見書では、受け入れ検討の前提として、もともと災害廃棄物自体が安全である場合としており、福岡方式が問題にならないように配慮しています。また、その安全性の確保は国に求めていくものです。議会と福岡市の違いは、どの程度の基準であれば安全か安全でないかという安全基準にあるように思います。

そこでお尋ねいたしますが、福岡市はどういう根拠、基準で福岡方式が安全でないと考えているのでしょうか、根拠と基準をお示しく下さい。また、受け入れる場合の安全基準はどの程度だと考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

私は、国民の生命と安全を守るのは国の責務だと思います。一方、国は各自治体や国民の納得する安全基準を示すことができず、また、8,000 ベクレル以下は大丈夫だと言って、あとは自治体の判断に任せると逃げているように思えます。このようなことから、議会でも安全性について国に対しての意見書で、国が責任を持って明確かつ整合性のある安全基準を示し、国民が理解できるよう科学的知見に基づく十分な説明が必要と要請しています。私は、自治体には放射能についての専門家は多くないと思っています。また、安全基準については、有識者、学者、文献等でいろいろな学説や意見もあると思います。そのような中、安全基準や安全確保を各自治体で独自で決められるのでしょうか。地方自治体ごとにばらばらの基準をつくるということは、安全基準の統一ができず、いたずらに市民の不安をあおり、国民の安全性の確保ができないと思います。一方、議会も福岡方式という特殊な事情を考慮するよう、国に対して意見書でも、災害廃棄物の処理は自治体ごとに抱える問題点が異なることから各自治体の個別事情に十分配慮することを要請しています。

そこでお尋ねしますが、本市には放射能についての専門的知識を持った職員はいますか。また、国に対してどのような要望や質問を行っていますか。

次に、福岡方式についてお尋ねいたします。

福岡市は、独自に開発したごみ埋め立て処理の福岡方式を採用しています。4 月 15

日号の市政だより等でも説明されていますが、この独自の埋め立て方法のため、埋め立てたものが浸透して博多湾に流れ出ているとのこと。しかし、今、社会では、北九州で受け入れ予定の洗浄された災害廃棄物よりも放射線量が高い一般ごみもあると聞いています。さらに自然界には放射能だけでなく、アスベスト、PCBなど有害物質があります。この有害物質は焼却後も残るため、福岡方式でも懸念されているところだと思います。

そこでお尋ねしますが、現在、本市で自然界から受ける放射線量の状況を教えてください。また、福岡方式では有害物質が垂れ流されていないか心配です。有害物質に対する福岡方式での安全性についてお示してください。また、福岡方式における受け入れ検討について、国との協議や見解がありましたら教えてください

次に、健康被害についてお尋ねします。

放射性セシウムの健康被害はどのようなものがあるのか、また、予想される健康被害についても教えてください。

続きまして、生活保護について質問します。

今、本市では生活保護の受給者が過去最多の4万人を超え、その予算は一般会計の1割を超え、約783億円となっています。社会保障全体の伸びもありますが、特に生活保護については全国的にも過去最多となる210万人と予想を超えた傾向となっています。

そこでお尋ねしますが、生活保護業務はだれの責任で行うのか、お尋ねします。また、市町村の役割と費用負担についてもお答えください。

次に、生活保護が最低賃金や国民年金よりも高いということは皆さん御存じのとおりだと思います。例えば、ひとり世帯では1カ月当たり生活保護基準約11万9,000円、最低賃金約10万3,000円、国民年金約6万6,000円、また、母子の3人標準世帯では生活保護基準約25万4,000円です。さらにこれに医療扶助が加わります。ちなみに平成24年度の予算では、生活保護費783億円のうち医療扶助は382億円で、割合は49%となっています。

そこでお尋ねしますが、最低賃金による収入で生活保護を受けられることは制度の不備なのでしょうか、お尋ねします。

## 【生活保護などの社会保障】①

次に、生活保護の中の母子加算についてお尋ねします。

生活保護基準が高いと疑問を持っている中で、特に母子世帯が高い理由の一つに、国が政権交代の3年前、生活保護における月額2万3,260円の母子加算を復活させたことだと思います。標準の母子世帯の保護費は、母子加算を入れて、今さっき言いましたけど、25万4,000円となります。

そこで、1問目の最後にお尋ねしますが、母子加算について廃止され、政権交代後にまた復活した理由を説明してください。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて質問いたします。

## 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】①

○環境局長（荒瀬泰子） まず最初の御質問にお答えいたします。

東日本大震災で発生いたしました災害廃棄物の処理につきましては、国は1キログラム当たり8,000ベクレル以下の焼却灰につきましては、追加的な措置なく、安全に一般廃棄物最終処分場で埋め立てが可能としております。一方、災害廃棄物処理に関する情報が集まり、技術的な検討を行っております国立環境研究所の報告書や専門誌の「都市清掃」での報告では、埋め立てる廃棄物の下部に付設する土壌層だけでは溶出した放射性セシウムを封じ込めることが難しいことや、溶出水中の放射性セシウムを污水处理設備でゼオライトを用いて常時除去する対策は余り現実的ではない等の幾つかの技術的な課題があると指摘しているところでございます。また、福岡市の埋立場に放射性セシウムを含んだ焼却灰を現状の方法で埋め立てる場合には、浸出水中に放射性セシウムがいつどの程度溶出するかは数年の経過を見ないとわからないことや、放射性セシウムは現在の污水处理設備では除去できず、放射性セシウムが流出する可能性を否定できないと専門家の意見もいただいているところでございます。したがって、国立環境研究所の報告書、専門誌の「都市清掃」での報告や専門家の意見を参考にいたしますと、現時点で災害廃棄物を受け入れる場合の福岡市の安全性の基準を設定することは難しいものと考えているところでございます。

次に、放射能に汚染されました廃棄物の処理について専門的知識を持つ職員は福岡市にはおりませんが、関係分野の専門家に随時相談するとともに、国や国立環境研究所の情報を詳細に検討し、他都市の状況も勘案して判断をしているところでございます。

次に、国に対し、どのような要望、質問を行っているかという問いでございますが、放射性セシウムに汚染された廃棄物を処理する場合、震災前に制定されていた原子炉等規制法では、1キログラム当たり100ベクレルを超えるものは低レベル放射性廃棄物として青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターにおきまして保管され、長期間にわたり厳格に管理されることになっておりますが、震災後の環境省の広域処理ガイドラインでは、1キログラム当たり8,000ベクレル以下ならば一般廃棄物と同様に管理型最終処分場で安全に埋め立てることが可能とされ、明確な管理期間も定められておりません。こうした放射性廃棄物に対する考え方の違いを中心に災害廃棄物の安全性につきまして、国に対し、福岡県を通して2回質問を行ったほか、本年3月に環境大臣と市長と会談された際にも説明を求めるなど、あらゆる機会を通して質問や要望を行っているところでございます。

次に、自然界から受ける放射線量の状況につきましては、国連科学委員会の報告によりますと、我が国では年間当たり 1.48 ミリシーベルトで、そのうち宇宙や大地から受ける外部被曝は約 45%の年間当たり 0.67 ミリシーベルトとされております。福岡市における放射線による外部被曝は、これまでのモニタリングポストの測定結果から年間当たり 0.56 ミリシーベルト程度であり、我が国の平均的な外部被曝と大きな差はございません。

次に、有害物質に対する安全性についてでございますが、福岡市の埋立場につきましては、最終処分場に係る技術上の基準を定めております省令等に基づきまして市が建設し、適正に維持管理を行っておるところでございます。また、浸出水中に含まれている PCB、六価クロム等の有害物質につきましては、污水处理設備で完全に排水基準以下に処理し、安全性を確保して河川等へ放流しているところでございます。

次に、福岡方式における受け入れに関する国の見解等についてでございますが、国は放射性セシウムの濃度は 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル以下であるとしており、福岡市の埋め立て方法における安全性につきましては、具体的には言及されておられません。また、災害廃棄物を焼却した後に発生いたします焼却灰中の放射性セシウムの挙動につきましては、国立環境研究所や専門誌の「都市清掃」から示されている報告は現時点では最新の知見であることから、福岡市の埋め立て方法では污水处理設備から放流される処理水に放射性セシウムが流出する可能性は否定できないものと考えているところでございます。そのため、福岡市の現状では市内での焼却灰の処理は難しく、国に対して機会あるごとに説明をしてきており、御理解いただけるものと考えておるところでございます。

次に、放射性セシウムの健康被害でございますが、受ける線量によりまして影響は異なりますが、急性障がいといたしましては、火傷、脱毛、不妊、死亡などがあり、晩発性障がいといたしましては、白内障やがんなどがございます。これらの障がいの発生確率は人の感受性により異なっておりますが、10 歳以下の場合、生涯にわたるがんの発生確率は成人に比べ 2 倍から 3 倍程度高いと言われております。低レベル放射線を長期間受けました場合の影響につきましては、複数の仮説があり、確定したものはございません。以上でございます。

## 【生活保護などの社会保障】①

○保健福祉局長（中島淳一郎） 生活保護についてお答えいたします。

まず、生活保護に関する業務につきましては、憲法に基づく最低生活の保障として国の責任において実施される制度であり、福岡市は地方自治法に定める法定受託事務として法律に基づき制度を運用しております。生活保護に関する費用につきましては、市が 4 分の 1、国が 4 分の 3 の負担割合となっております。

次に、最低賃金と生活保護基準の関係につきましては、それぞれ制度の趣旨、目的を異にしており、単純に比較することはできないと考えておりますが、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるという観点から、二つの制度の均衡が図られるような基準が設定されることが望ましいと考えております。

次に、生活保護における母子加算につきましては、昭和 24 年に創設されましたが、平成 11 年に行われた全国消費実態調査等で一般母子世帯の消費支出額と比べて被保護母子世帯の母子加算を含んだ生活扶助基準のほうが高く、母子加算を除いた額とおおむね均衡していたため、平成 17 年度から 5 年間の経過措置を経て、平成 21 年度当初から廃止されました。その後、民主党のマニフェストにより、ひとり親家庭の自立を支援するとの政策目的から母子加算の復活が掲げられ、平成 21 年 12 月に復活したものでございます。以上でございます。

## 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】②

○6 番（今林ひであき） まず、東日本大震災の災害廃棄物の処理についてですが、国に要望や質問をしているが、国から福岡方式で安全性が保てないことについては回答を得ていません。しかし、説明したので理解してもらっているとのこと。しかし、福岡方式は日本全国の管理型最終処分場でほとんど大なり小なり採用されています。全国の管理型最終処分場と比べ、福岡市の処分場だけが何か特殊なものになっているのでしょうか、疑問を持ちます。国の安全基準については、管理型最終処分場に対しては 8,000 ベクレル以下となっています。これこそが国民の理解を得ていないことであり、各自治体も反発していることで、一番の問題だと思います。福岡市も、福岡方式が問題だというよりは、国の安全基準が問題だと言ったほうがわかりやすいと思います。

そこで、他都市はどんな検討をしているかという点、山形県では 200 ベクレル以下、大阪市、北九州市ではクリアランスレベルの 100 ベクレル以下を安全基準として考えているようです。また、そのほかには排水基準として、セシウムの種類にもよりますが、60 から 90 ベクレル以下が基準値としてあるようです。そのような中で、福岡市は国立環境研究所の報告書や専門家の意見として、それ以下の安全基準は見えず判断できないとし、8,000 ベクレル以下はすべて危険であると考えているようです。議会が決議したような福岡方式でも問題とならない安全廃棄物はないのでしょうか。報告書や市が相談した専門家は、本当に 8,000 ベクレル以下はすべて無理と考えているのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、市が相談する専門家とはどのような分野の方なのでしょうか、お尋ねいたします。

私は今回の質問に当たり、北九州市での災害廃棄物受け入れ検討委員会のメンバーでもあられる九州大学の原子力専門の出光教授に御意見を伺いました。教授の見解とし

では、今、受け入れ表明をされた北九州市の原子炉等規制法等に基づく再利用可能基準であるクリアランスレベルについては、放射能として考えなくてよいとの見解です。

そこで、お尋ねします。国のクリアランスレベルに対する考え方を教えてください。また、クリアランスレベルの放射能を一般に浴びた場合の被曝量について教えてください。また、一般食品中の放射性物質に関する基準値並びに基準値に適合している食品が健康に及ぼす影響はどのようなものがあるのか、お答えください。さらに、セシウムの健康被害で低レベルの放射線を長期間受けた場合には確定したものがないとの答弁でしたが、低レベルとはどの程度を示すのか、クリアランスレベルとの比較でお答えください。以上を踏まえ、食品の安全基準値以下の災害廃棄物は受け入れ検討ができるのか、お尋ねします。

また、教授は博多湾へセシウムが流れ出るとの市の説明が市民に誤解と不安を与えていないか心配しているとのこと。教授は北九州市の例で、仮に北九州市と同じ量のものが流れ出ても、食べても安全レベルであり、さらにその次の仮として博多湾の水をそのまま飲む人がいても心配ないとの見解です。また、現実的にはセシウムの性質から市のいう博多湾への流出はほとんど考えられないそうです。セシウムの性質上、博多湾へ放流される手前の処理施設や排水溝までで付着してとまるそうです。そこに福島県で実証済みのゼオライトを使えば、ほとんど博多湾に流出しないと言われています。放射能の専門家である出光教授の見解も一つの学説かもしれません。また、昨日の太田議員の質問の中での浅野先生の考えなどいろんな意見があります。私は、国に対して福岡方式について説明したので理解してもらっていると考えるなら、今すぐにでも国に回答をいただくべきだと思います。確かに今、国の示している基準に国民は納得していません。受け入れをしない多くの自治体は、国の示す基準では安全性の確証が得られないと慎重な考えです。

今、北九州市が国基準よりも厳しい独自の基準をつくっています。私は、北九州市も慎重に対応すべきだと思います。なぜなら、国の示す基準では安全性の確保ができないというだけで、それよりも厳しい基準をつくれれば市民も納得すると考えているなら大変です。しかし、私はこのクリアランスレベルが、市民が納得できるかどうかは別として、前向きに災害廃棄物受け入れ表明されたことについては評価をしています。日本の国が一体となって復興、再生するため、きずなという気持ちから福岡市が逃避しないでほしいと思います。

次に、私たち自民党市議団を初め、各会派の議員も現地視察を行っています。私は、あの山積みされた膨大な災害廃棄物を見て、確かに災害廃棄物の処理は必要だと思いました。しかし、現地にはそのほかにもいろいろな課題が山積みされていました。市長も行かれたのでよくおわかりだと思いますが、例えば、広域処理の対象である木くず、角材などの可燃物よりは津波土砂が問題となっていること、焼却炉が完備されれば地元処理が可能となり、被災地もそれを望んでいること、災害廃棄物仕分けなどの人材が不足

していることなどです。きずなを大切に災害廃棄物処理を全国の自治体が受け入れることは、日本国の再生の第一歩になると思います。しかし、現実の話として、被災地の意向、現地処理の進行や東北から福岡まで運ぶ効率性の問題などさまざまな課題もあります。そのため、災害廃棄物の広域処理だけに限らず、各自治体にはいろんな支援のあり方があってもよいのではないかと、議会では国への意見書で広域処理の多様なあり方について国に要望するとしました。

そこでお尋ねしますが、北九州市で想定している運搬費用などの経費を教えてください。また、被災地が要望していることについて教えてください。

## 【生活保護などの社会保障】②

次に、生活保護についてですが、生活保護は国の業務とのことです。

今、生活保護急増の一因に地方の努力を無視した国の通達があると言われていています。平成 21 年 12 月の通達は、生活保護申請に対して、生活保護の申請があった場合は速やかな保護決定を行うというものであり、申請後に十分な審査ができないままに決定するものです。例えば、最近話題となった扶養義務調査などの徹底した調査ができず、結果的に生活保護がふえた可能性があります。とりあえず保護をしておくということが前提とするなら、今までもできるだけ人のお世話にならない、自分で何とか生活していくという昔の日本人の美德であった自助の世界から、行政がだれでも助ける公助へと仕組みが変わるように思えます。国の責任でふえる生活保護に対して、市町村は法定受託事務としての代行なのに負担の 4 分の 1 もおつき合いしなければなりません。

さて、地方から反乱はできないのでしょうか。7 年前に国と地方との負担割合の見直しでトラブルがありました。国が一方的に負担割合を 4 分の 3 から 2 分の 1 に減らすことに対して地方が反発し、統計資料の提出を拒んだ事案がありました。

そこでお尋ねしますが、その事例の概要と結果を教えてください。

以上で 2 問目を終わります。

## 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】②

○環境局長（荒瀬泰子） 福岡市が相談させていただきました各分野の専門家の方々につきましては、それぞれ衛生工学、廃棄物工学、水質工学、水圏環境工学及び沿岸海洋学の各分野における専門家の方々でございます。

次に、クリアランスレベルでございますが、原子炉等規制法では、国による厳格な手続を経た後に放射性物質として取り扱う必要のないものになる、となっているところでございます。原子炉等規制法に基づく放射性セシウムのクリアランスレベルは、放射性濃度 1 キログラム当たり 100 ベクレルでございますが、これにつきましては、平成 24

年4月17日付の環境省告示におきまして、災害廃棄物を再利用した製品の流通前段階での放射能濃度として安全に利用できるものとされているところでございます。

次に、クリアランスレベルの放射線を浴びた場合の被曝量につきましては、放射線の種類や被曝する人の年齢、距離、時間、被曝形態などにより異なってまいります。クリアランスレベルは、年間当たり0.01ミリシーベルト以下になるように放射性物質の種類ごとに定められた放射能濃度でございます。このことから、クリアランスレベルによる被曝量は年間当たり0.01ミリシーベルト以下になるものと考えております。

次に、低レベルとはどの程度を示すのか、クリアランスレベルとの比較についての御質問でございますが、被曝量が年間当たり100ミリシーベルトを超えるあたりから線量とともに発がんリスクが一般より増加することがわかっております。年間当たり100ミリシーベルト以下の被曝線量では、遺伝的影響やがんなどの発症のリスクが見込まれるものの、統計的な不確かさが大きく、疫学的に証明をされておられません。これらのことから、低レベルの放射線量は年間当たり100ミリシーベルト程度以下と言われているところでございます。なお、クリアランスレベルの放射線量は年間当たり0.01ミリシーベルトでございます。

次に、食品の安全基準値以下のものの受け入れ検討についてでございますが、食品の安全基準につきましては、国において年齢や男女別などで平均的な食品の摂取量や放射性物質の内部被曝の影響度を考え、設定されたものでございますので、被曝の形態や被曝を受ける時間の違いなどから廃棄物と食品の安全基準につきまして、一概に比較できないものと考えているところでございます。

次に、平成24年5月23日から25日にかけて北九州市で行われました石巻市の災害廃棄物の試験焼却では、80トンの災害廃棄物を10トントラックで輸送しておりますが、その輸送にかかった経費は1,400万円、1トン当たり17万5,000円と聞いております。なお、年間約4万トンの運搬費用につきましては、被災地で契約することになっているため、北九州市でも把握しておられないと聞いております。

最後に、被災地の要望につきましては、環境省や全国都市清掃会議などを通し、また、現地の視察を通して把握しているところでございます。主なものといたしましては、津波堆積物の処理や焼却炉の整備、埋立場の確保、建物解体や災害廃棄物の仕分けなどに従事するマンパワーの不足などがございます。特に人的支援につきましては、被災家屋の解体に係る専門的な事務処理を行う技術職員、廃棄物処理に精通した事務職員など災害廃棄物処理全般にわたる人材の派遣要請があつているところでございます。また、埋立場の確保も深刻であり、仙台市や岩手県では災害廃棄物の処理により最終処分場の残余量が逼迫しているというふう伺っているところでございます。以上でございます。

○保健福祉局長（中島淳一郎） まず、一般食品中の放射性物質に関する基準値につきましては、食品衛生法に基づく食品添加物等の規格基準において、食品1キログラム当



たりの放射性セシウムが 100 ベクレルと設定されております。また、基準値に適合している食品が健康に及ぼす影響につきましては、安全は確保されているとの見解が国から出されております。

## 【生活保護などの社会保障】②

次に、生活保護についてお答えいたします。

議員御指摘の事案につきましては、平成 17 年当時、国が三位一体の改革で補助金改革の一環として生活保護費の国庫負担率の引き下げを検討した際に地方が毎月報告することとなっている生活保護に関する統計資料を報告しなかったことを当時の報道資料や指定都市市長会の資料から確認しております。その後、国は生活保護について国庫負担率の引き上げを断念したものでございます。以上でございます。

## 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】③

○6 番（今林ひであき） 3 問目に入ります。

まず、東日本大震災の災害廃棄物の処理についてです。

前もって言うておきますが、私は今議論している北九州市の基準であるクリアランスレベルで受け入れ検討をなさいと言っているわけではありません。あくまでも安全基準は国民が納得できるものを国が示し、福岡の事情を考慮するように国と協議してほしいと言っているのです。保健福祉局長から、国はクリアランスレベルと同じ、食品の安全の基準値はすべての方々にとって安全が確保されているとの見解と言われております。一方、環境局長は、福岡方式ではクリアランスレベルであっても食品と廃棄物は異なるため、安全性は確保されていないと言われております。環境局長は、その根拠を国の報告書などによるものとしています。確かに国の基準の中には、例えば、廃棄物の排水基準は 60 から 90 ベクレル以下であり、食品よりも厳しい基準となっているものもあります。では、国が矛盾しているのでしょうか。しかし、国の放射性物質汚染対処特措法では、クリアランスレベルを超えるものでも一定の条件のもと、廃棄物として処理できることとし、クリアランスレベルは対象としておりません。また、国の広域処理ガイドラインでも、再生利用できるクリアランスレベルのものは極力再生利用する、と埋め立てではなく一般的な取り扱いをしています。国の方針は、クリアランスレベル以下については何ら言及することなく、想定もしていないと思います。出光教授も当然ながら、次のように言われます。私たちが 1 年間に受ける自然放射線量はクリアランスレベルで換算すると 100 倍、また、セシウムの健康被害が心配される低レベル放射能ではクリアランスレベルで換算すると 1 万倍です。市がクリアランスレベルを含む 8,000 ベクレル以下はすべて危険というのなら、一般廃棄物の中に自然放射線を浴びたものもあるわ

けで、今でも福岡方式は危険であると言っているようなものです。自然界にないセシウムは特別だとか、総量が問題だと言われる方もいらっしゃいますが、北九州レベルでは全く問題ないと考えているとのことでした。

環境局の心配はよくわかります。震災後に法律が変わり、国の説明が不十分だということはそのとおりだと思います。それにしても、国の基準、法律が信用できないという一方で、国の機関が報告したものが有効だという認識は少し矛盾していませんか。しかし、何で市は放射能の専門家の意見を聞かないのでしょうか。素人考えにもなりますが、福岡方式が特殊な処理方法であっても、最初の段階で安全なのにとこの時点から放射能が問題となるのでしょうか。私には安全性に問題がない基準がどこなのかを知りたいのです。正確な情報がなければ市民は不安になります。

次に、風評被害で心配なことがあります。北九州市では、クリアランスレベル以下のものについて安全として受け入れ表明をしましたが、一方、福岡市は安全基準もわからないままにただ危険であるとの広報は、かえって北九州市への風評被害を増長させるのではないかと心配しています。出光教授も、クリアランスレベルの放射性物質を安全でないと言い張るのは風評被害を起こすだけと憂慮していると言われています。ちなみに北九州市では、クリアランスレベルであっても放射性物質が付着していることに間違いはありませんと言っています。ここは福岡市も一緒だと思います。北九州市はさらに踏み込み、放射性物質は地球上どこにでもあります。放射性物質が存在することが問題ではなく、そこから発せられる放射線の量に応じて危険性を判断することが現実的ですよと言っています。ちなみに、クリアランスレベルの考え方は年間0.01ミリシーベルトにおさまるように計算されたものだと、そこまで北九州市は説明しているそうです。

博多湾への流出についても同じです。教授によれば、セシウムは博多湾に放流される手前でほとんどとまるが、しかし、どんなに防いでも健康に影響のないレベルですが、セシウムが流れ出るとは間違いありません。そこを環境局が問題視しているとすれば、さらにその対策をとれば市民の理解は増すと思います。例えば、市民の理解を増すためにも、埋め立てをしないう方法としてセメント等による再利用も可能ではありませんか。また、ゼオライトに関して、福岡市は余り現実的でないと研究論文があるため、できないとしています。ゼオライトは福島県で実証済みであり、大阪市や北九州市でも検討しています。なぜ市民のために検討できないのか、誠意を疑います。

私は、福岡市が前を向いて進んでほしいのです。ただ、私は判断と責任を専門家にも福岡市にも求めています。しかし、今までの福岡市の考え方を聞いて、福岡市は独自で開発した福岡方式を大切に思う気持ちが強いと思います。福岡方式の課題の前に国の安全基準が問題だとはっきり言ったほうがよいと思います。そのため、国に対して科学的な知見に基づき、市民、国民が納得できるものをつくってほしいと強く要望していただくことが必要です。その後押しのために議会は市に対して決議し、そして、国に対して意見書を出したのです。福岡市のやる気と覚悟が必要です。そのやる気の例として、

先日、市長が仙台市に行かれ、直接現地の声を聞かれたこと、これこそがやる気の見えた行動だと思います。そこで依頼されたことを実行することも大事な支援だと思います。市長も言われるように、まだまだ現地では課題が山積しています。市長、いろいろな支援とともに災害廃棄物の処理についてもやる気と覚悟を持って進めてほしいと思います。議会は決議を行いました。決議を重く受けとめ、真摯に対応するならば、市長みずから積極的に行動を起こし、国に対してしっかり要望してほしいと思います。

最後に、廃棄物の処理を初め、今後どのような支援を行うつもりなのか、市長の最大限の努力と決意をお聞きして、この質問を終わります。

### 【生活保護などの社会保障】③

次に、生活保護について質問します。

生活保護は、人の生命、財産にかかわることであり、憲法 25 条の文化的で最低限度の生活を保障するものであります。しかし、その生活が一般世帯との逆転を生んでいることに対して、市民の中には不公平感、不信感が高まっています。本市にできることは、受託した制度の適正な運営をすることで、適正な運営としては不正受給などの徹底調査、医療費の適正化ほか、自立に向けた就労支援プログラムなどです。仮に適正な運営を行ったとしても、適正な制度でなければ、生活保護は今後とも増加していくと思います。

そこでお尋ねしますが、地方から国に対して社会保障、特に生活保護制度の見直しについてもっと意見できないのか、お尋ねいたします。

社会保障といえば国民健康保険も同じです。今、本市の国保には市民の税金である一般会計から毎年 180 億円も投入されている異常な事態が続いています。これも全国的な傾向であり、国も法定繰り入れや法定外繰り入れなどと称して市民の税金の投入を認めています。さらなる矛盾は、国民健康保険における国の負担が減っていることです。制度当初は、2分の1は国の負担でした。しかし、今は4分の1程度になっています。また、後期高齢者保険や介護保険が設立されると、それに対する支援分と称して国保会計の保険料収入の約3分の1を負担させられています。国保はもともと脆弱な基盤から慢性的な赤字体質なのに、加えて負担をさせる。この負担分を税金である法定繰り入れ、法定外と言いながら一般会計に負担させる。一方で国の負担は減らしている。何かおかしくないでしょうか。国保会計にこの負担は必要ないと思います。そうすれば、国民健康保険料はもっと安くなります。

そこでお尋ねしますが、国に対して後期分と介護分の支援について考え方を改めるように要請することはできますか。また、市民の声として、保険料を諮問答申する国保運営協議会で後期分と介護分の支援の見直しについて国へ要望することはできますか、お尋ねいたします。制度運営は市町村が行うが、制度の見直しは国の所管であり、手が出せない状況です。地方から大きな声を上げるべきだと思います。

最後に、市長に対して生活保護と国保についての御所見をお尋ねして、私の質問を終わります。

### 【生活保護などの社会保障】③

○保健福祉局長（中島淳一郎） まず、お答えに入ります前におわびと訂正を申し上げます。

1問目で、母子加算につきまして平成17年から5年間の経過措置と申し上げましたが、4年間でございます。申しわけございませんでした。また2問目で、生活保護に関して国庫負担率の引き上げを断念したというふうに申し上げました。引き下げを断念したということです、まことに申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

続きまして、生活保護につきまして、まず私のほうからお答えいたします。

国に対する生活保護制度の見直しに関する提言についてでございますが、福岡市独自や指定都市市長会、全国市長会、大都市民生主管局長会議などで国に対して提言活動などを行っております。特に指定都市市長会においては、国に対して平成22年10月に取りまとめました働くことができる人は働く社会に向けた制度の抜本的な改革の提案を行っております。国では、平成23年5月に生活保護制度に関する国と地方の協議の場を設け、12月には中間取りまとめが行われるなど協議、検討が進んでいるところであり、今後とも他都市と連携し、さまざまな機会を通じて国に対して強く提言活動を行ってまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険の後期分と介護分の支援に係る国に対する提言についてでございますが、これまでも医療保険制度の一本化や国庫負担割合の充実などの提言を行っております。国民健康保険制度の中で後期高齢者医療制度と介護保険を支援することについて、その考え方を国へ改めるよう要請することができるかという御質問につきましては、国の動向や両制度の今後の運用状況を踏まえ、検討してまいります。

また、国民健康保険運営協議会で国へ要望することができるかについてでございますが、国民健康保険運営協議会は国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議するため、国民健康保険法に基づき設置されたものでございまして、国民健康保険制度の改善につきまして国に対し要望するよう市長へ答申することは可能と考えております。以上でございます。

○市長（高島宗一郎） 生活保護制度ですけれども、高齢化の進展ですとか、それから、最近の景気が非常によくない、こういった状況も受けて生活保護世帯が急増して、財政負担などに非常に問題が生じてきております。高齢者を対象とする年金制度と整合した新たな生活保障制度の創設ですとか、働くことができる人は働く社会、そして不正を許

さない制度、生活保護費の全額国庫負担などに向けた制度改革、これが必要であるというふうに認識をいたしております。また、国民健康保険制度については、これは財政基盤が脆弱、現在の市町村単位での運営には限界が来ている、安定的で持続可能な制度を構築するためにも医療保険制度の一本化など抜本的な制度改革も必要であるというふうに認識をしております。こうした中で、生活保護制度、それから国民健康保険制度について、指定都市市長会、それから全国市長会、さらには大都市民生主管局長会議ですとか、また、福岡市独自でも提言を行っております。今後も九州、ひいては日本を牽引する大都市としてのあり方を検討する中で、国、県、そして市町村の権限や財源のあり方をしっかり整理するとともに、全国の都市とも連携を図りながら、いろんな機会をとらえて制度の抜本的な改革に向けて積極的に国に働きかけていきたいと考えております。

### 【東日本大震で発生した災害廃棄物の処理】③

それから、東日本大震災の復興支援に関してのお話です。

先月 18 日の市議会の決議、重く受けとめておりますので、できるだけ早い時期に私みずから国に出向いて、災害廃棄物処理に係る安全性について明確かつ整合性のある安全基準を示していただくように要望していきたいと思っております。また、広域処理についても、一つの自治体では完結できない、こういった個別の事情も各地であるわけであって、十分に配慮しているような広域処理のあり方についても御検討いただくことについても伺いしていきたいと思っております。

先ほど御指摘もありましたとおり、私は 4 月の末、ゴールデンウイーク前に宮城と岩手に行ってきました。そしてまた、被災の状況も見てきました。きのうもお話いたしました、特に仙台市から瓦れき処理に係る専門職が不足していて、こうした専門職員が 1 人ふえるだけで、特に今、仙台で問題となっている大型の物件ですね、これに関する解体撤去が進むことによって復興自体が 3 カ月早まるということです。仙台の復興が早く終わるということは、仙台がこれから県内の広域処理に取りかかっていたいということもおっしゃっていましたので、ひいては広域処理が早く進むということにつながる。瓦れき処理の拠点に仙台市がなれば、被災地域から近いという地の利も生かされますし、本当の意味で復興の力になるというお話も伺いました。

先日、仙台市長から正式に要請が来ましたので、今週の月曜日、18 日に議長とともに仙台市を訪れて、瓦れき処理の現状を改めて見させていただいた上で、その後、仙台市長に 7 月から早速専門職員を派遣させていただきたいという御回答をしたところでございます。仙台市長のお話、きのうも御紹介させていただきましたけれども、早まって来年の 5 月には仙台市の瓦れき処理が終わるということです。先の見通しができてきたので、来月から、7 月から石巻の瓦れきも受け入れ始めるというふうにおっしゃって

おりました。加えて、現地処理が一番いいこと、それから、期限をずらせば域内処理も可能だということ、また、福岡市のような基礎自治体の職員は、まさに市民生活に直結したサービスの面でいろんなノウハウを持っているので、派遣職員は即戦力として活躍していただけて大変ありがたいというお話を伺いました。その期限をずらせば域内処理も可能だということに関して、もう少し私的にそしゃくしてお話ししますと、今、瓦れきの処理のために、例えば仙台の市内では海沿いに3カ所瓦れきの処理施設というものができているわけです。ところが、来年度の末までにこれを終えるということに特措法で期限が決められているので、ですから、具体的に言うと、来年の12月ぐらいまでしかそういった施設は使えない。3月に、いわゆるクリアランス、全部更地にして国に返さなければいけないということなんですね。今、せっかく立派な処理施設ができていて、稼働しているのに、来年度末、3月には更地にして返さなければいけない。現地に行きましたけど、あと5年は使えるという立派な施設ですので、その後、国に対して国は何をするかという、林野庁に返して松とかを植えて、いわゆる防災林をつくるというんですけれども、木もそんな1日2日で生えないですからね、やっぱり苗の状態で植えるので、広い海岸線の中で100メートル、200メートルはもう少し、来年度末という期限ではなくて、もう少しその施設を使えるようになれば、そこで焼却できるわけですよ。きのうお伝えしましたとおり、仙台市が石巻から10万トンの瓦れきを受け入れるとおっしゃっているんですが、この10万トンもなぜ10万トンかという、最終処分場の問題なんですね。焼却自体は余裕があるということですから、最終処分場がいずれにせよ問題になってくるわけです。

そうした中、これは各県問題だと思うんですけども、実は岩手県からも最終処分に精通した職員の派遣の要請が来ております。今、それに関しても検討を始めておりますので、今後ともそうした福岡市の強みを十分に生かして、被災自治体の支援というのをしっかり福岡市としても、本当に復興の後押しになるような支援をしていきたいというふうに思いますので、議会の皆様と一緒に同じ日本人としてきずなを持って処理に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御協力、一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。